

# 子育て短期支援事業における 入所希望児童支援<sup>(※)</sup>

自治体・事業者等向けリーフレット

こども家庭庁



※令和4年の児童福祉法改正に伴い、令和6年度から拡充

## はじめに

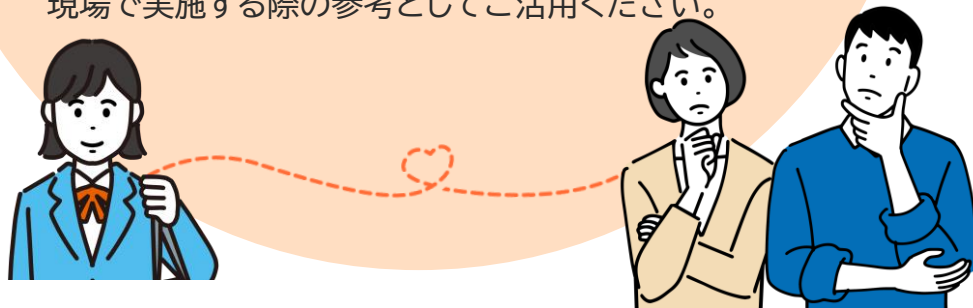
こども家庭庁では、こどもの意見やSOSを漏らさずに拾うことを目的に、子育て短期支援事業の

### 「入所希望児童支援」

の有効活用を推進しています。

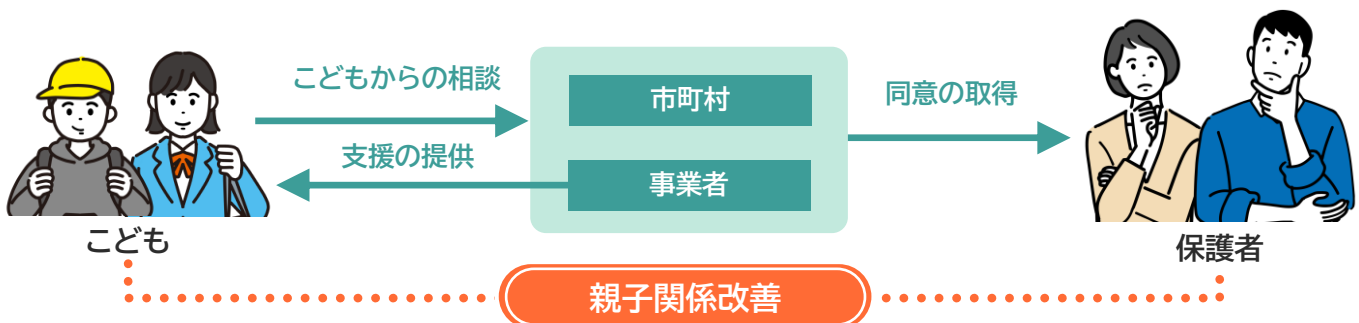
本リーフレットは、自治体職員や事業者のみなさまに、入所希望児童支援の制度を理解していただき、現場で本制度を活用していただくためのポイントを整理したものです。

現場で実施する際の参考としてご活用ください。



## 子育て短期支援事業における、入所希望児童支援とは

- 子育て短期支援事業の入所希望児童支援とは、こどもから利用相談があった際に、保護者の同意に基いて「子育て短期支援事業」を提供できる制度です。
- こどもの受け入れを支援するとともに、こども及びその保護者が抱える課題や意向を丁寧に確認し、こどもとその保護者の関係の改善に向けた調整を行います。
- 令和4年度の児童福祉法の改正で拡充されました。
- 詳細につきましては、令和7年4月1日に通知された「子育て短期支援事業実施要綱」の「5 留意事項(5)」をご参照ください。



## (参考)子育て短期支援事業とは

児童福祉法第21条の18に規定された「家庭支援事業」の一つです。家庭での養育を受けることが一時的に困難となった児童に必要な支援を行います。

## 家庭支援事業

※児童福祉法  
第21条の18

## 1 子育て短期支援事業

保護者の疾病や育児疲れ等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等や里親等への委託により、レスパイトケア等、必要な支援を行う事業

## 2 養育支援訪問事業

子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する事業

## 3 一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

## 4 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安を抱えた子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業

## 5 児童育成支援拠点事業

虐待や不登校などにより、家や学校に居場所のない学齢期以降のこどもに居場所の提供や相談等を行う事業

## 6 親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方に悩みや不安を抱える子育て家庭に対して、こどもとの関わり方を学ぶためのペアレントトレーニング等を行う事業

(出典)子ども家庭庁HP<<https://www.cfa.go.jp/policies/katei.shien>>より抜粋

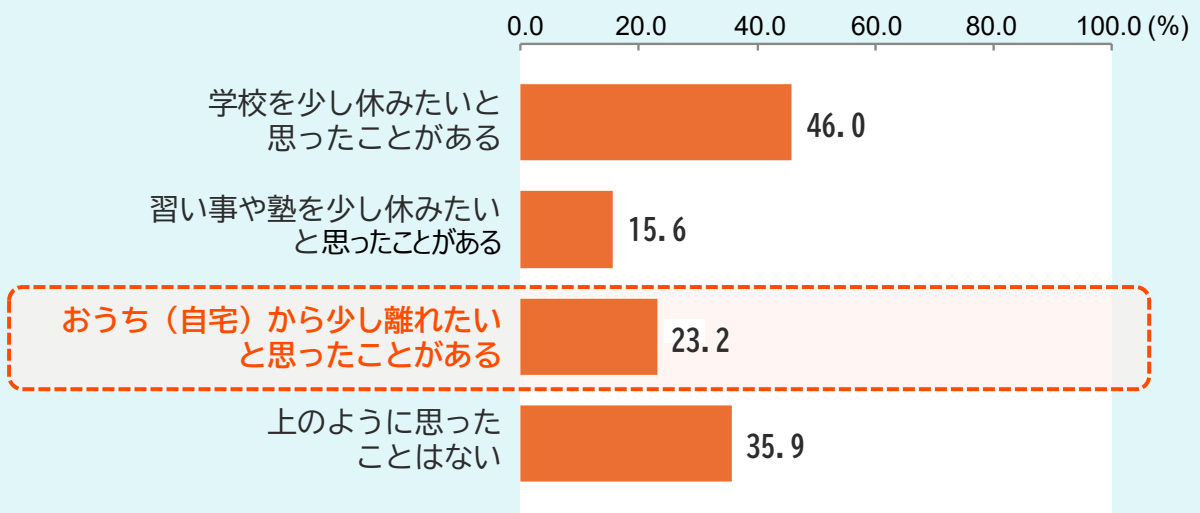
## 入所希望児童支援がなぜ必要なのか

- 児童虐待の相談対応件数は依然として増加傾向にあり、こども・子育て支援の充実が求められています。
- こども・子育て支援においては、「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」で定められた「**こどもの権利**」を守ることが必須です。
- こどもの権利を保障するには、「**こどもの意見を聴くこと**」が最も重要だとされています。
- 一方で、こども自身の意見に基づいて支援を提供できる制度は現在のところ入所希望児童支援のみです。
- 既存の一時保護のみでは、一時保護を忌避するこどもや一時保護の要件に満たないこどもに支援が届かない可能性があるため、支援の枠組みとして、こどもからの支援を求める声に応えられる本制度を準備しておくことが求められます。

## (参考)家を離れたいと思ったことがあるこどもの割合

相談に至っていない例も含めて、**自宅を離れたいというこどもは一定数存在**しています。アンケートでも**5人に1人以上**のこどもが自宅から少し離れたいと思ったことがあると回答しています。

この1年間で、あなたは次のように思ったことはありますか？（いくつでも○）



(出典)日本総合研究所「子育て短期支援事業における入所希望児童支援等の在り方についての調査研究」

## 目指すべき将来像

## こどもの声を大切に、受け止められる社会

「こどもの権利」が守られ、全てのこどもの意見を漏れなく聴き入れることができ、大人側の都合によって支援の輪から漏れてしまうこどもを生まない社会の実現を目指します。

## 期待される効果

1

## 潜在需要を拾える

- 既存の家庭支援事業と異なり、子育て短期支援事業は、比較的幅広い理由で利用可能な子育て支援施策です。
- それでも他の家庭支援事業は保護者からの利用申請がなければ支援に繋がりませんが、本制度はこども自身からの声を拾えるため、これまで支援が届かなかった潜在的な支援需要に対応できます。

2

## 支援の幅を広げられる

- 既存の方法では、こどもからのSOSが届いても対応できる仕組みが限定的でした。また、積極的にこどもの声を拾いに行くこともできませんでした。
- 本制度が選択肢に加わることで、これまで困難だった家庭へのアプローチを実現でき、各種支援に繋がられます。

3

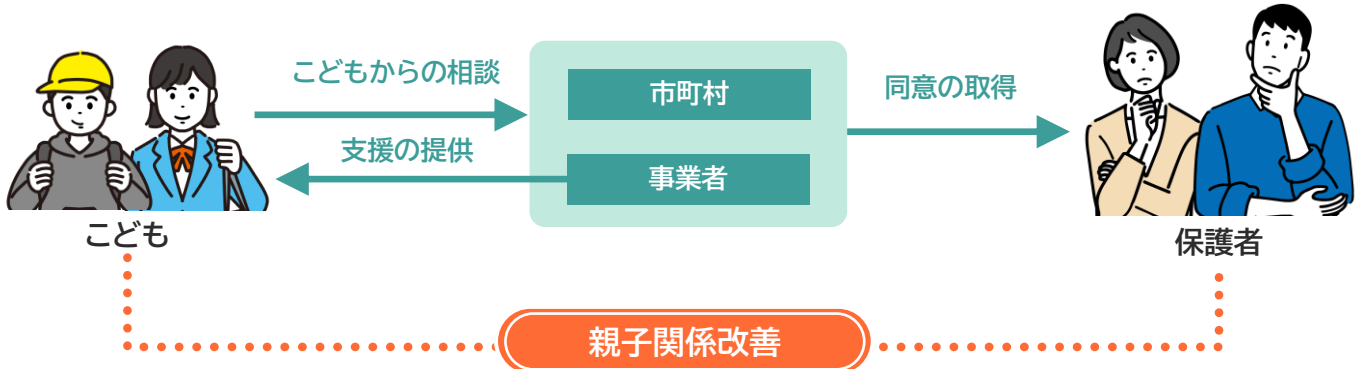
## 予防支援に繋がる

- 既存の制度では支援に繋がれていなかったこども・家庭を支援に繋げることができるため、事前に重篤なケースの発生を予防できます。
- こどもだけでなく、保護者にとっても養育環境を見直し、外部支援を得られる機会になるため、家庭環境の改善が期待できます。

## 04

## 本制度の概要

## 本制度の活用の流れ



## 市町村・事業者の役割

## 市町村

- 子どもの潜在的なニーズを把握するとともに、子どもが利用・相談しやすい環境に整備すること。
- 子どもから利用の相談を受けた際に、子どもの意向や養育環境の状況を丁寧に確認する。
- 本事業の利用が必要な場合は、受け入れ可能な事業者等の調整を行う

## 事業者

- 子どもから利用の相談を受けた場合に、子どもの意向を確認して子どもの居住する市町村に子どもの状況等の連絡する
- 市町村との調整を経て、子どもを受け入れる

## 共通

- 保護者に対して、事業者や利用日数等の情報の提供を行い、一時的に子どもを受け入れることに対して保護者の同意を得る
- 必要に応じて、子ども、保護者双方へのフォローを行う

詳細については、「子育て短期支援事業実施要綱(令和7年4月1日)」をご確認ください。

## 関係機関との連携

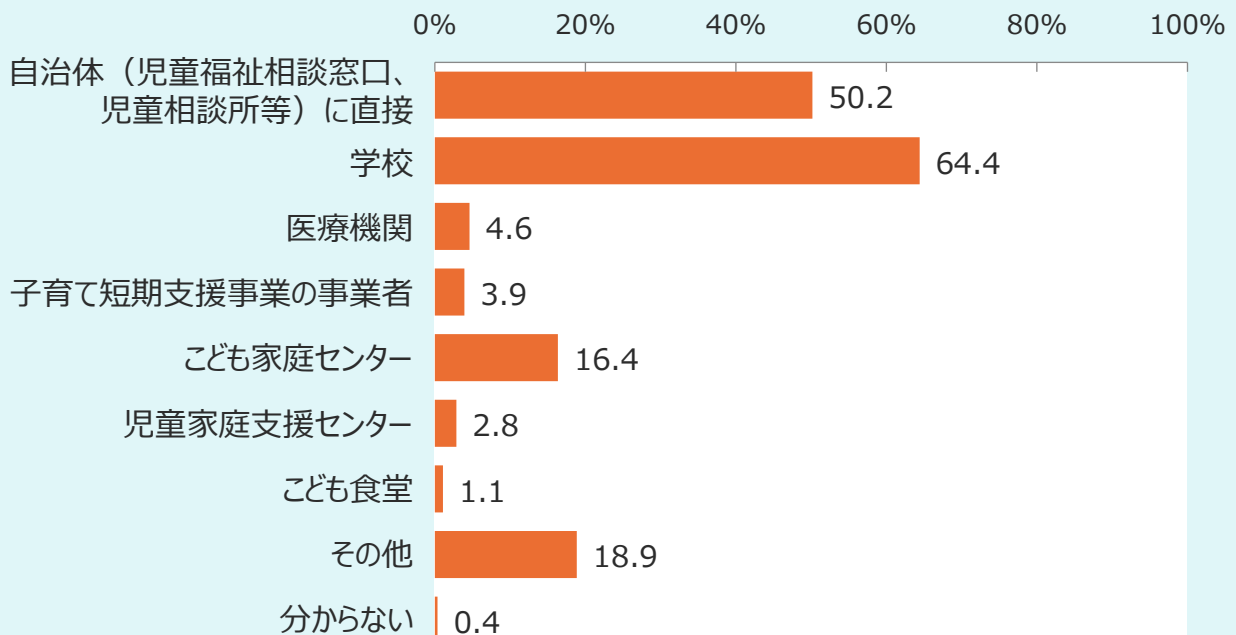
入所希望児童支援を効果的に実施するには  
関係者間で**密かつ即座に情報等を連携**できる  
体制を構築することが重要です



## 子どもからの利用相談がどこからあるのか？

自治体の他、**学校や子ども家庭センターなど、様々な機関**において、子どもからの利用相談を聞くことができる可能性があります。子どもが相談可能な窓口を増やすために、今後NPOなど民間団体との連携を強化することが必要です。

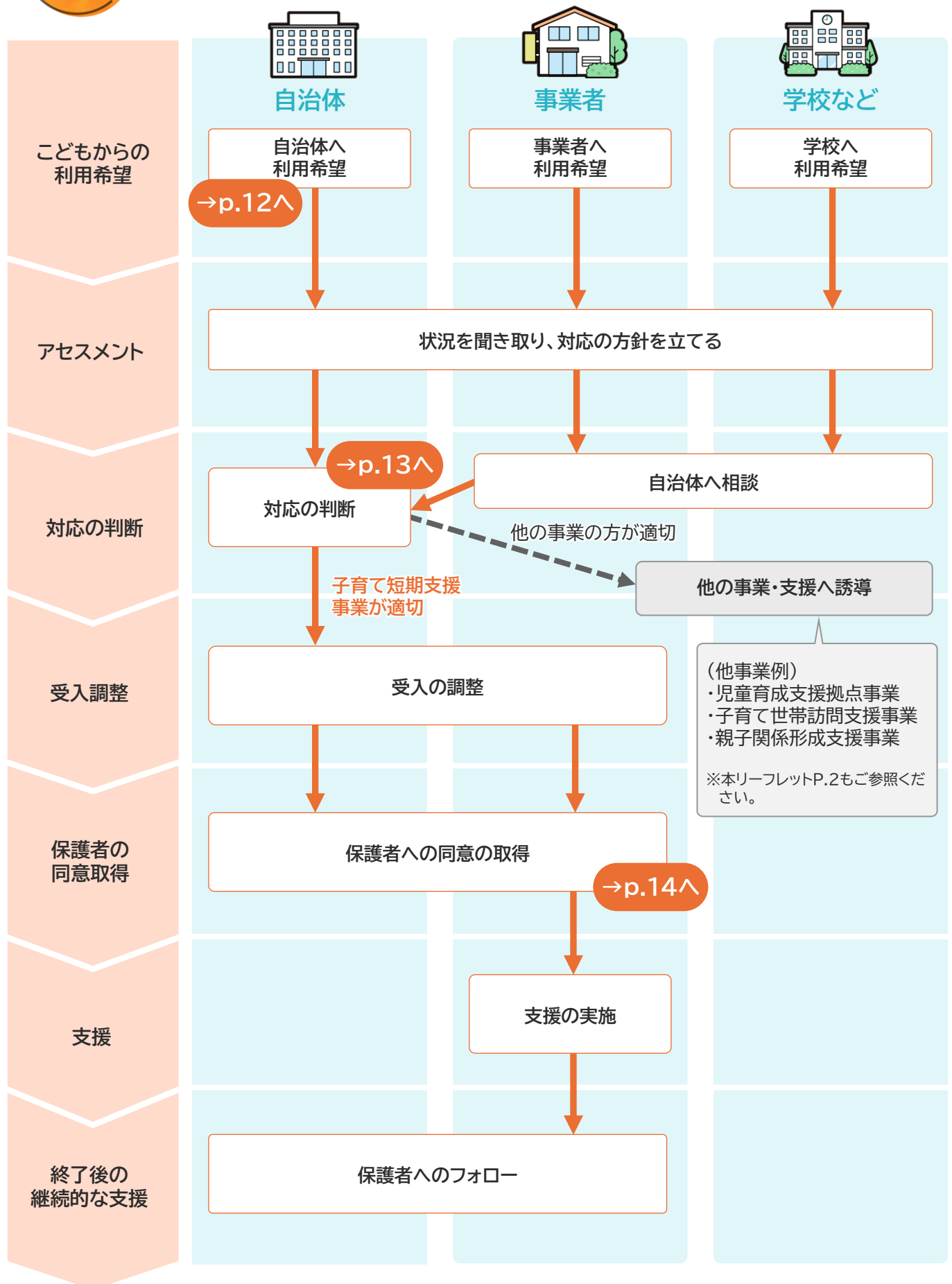
子どもからの利用相談をどこから受けたことがあるか、お答えください。(いくつでも)



(出典)日本総合研究所「子育て短期支援事業における入所希望児童支援等の在り方についての調査研究」

# 06

## 主体ごとのフロー



- 1  
こどもからの  
利用希望
- 自治体・事業者間の連携を進めるために、関係者が情報・意見交換を行う定例会の開催や、情報交換のフォーマット化を行いましょう
  - 学校などその他関係機関の職員とも連携して周知を進めることで、円滑な利用促進に繋がります
  - **こどもの年齢が低いうちから周知して、利用促進を図りましよう**
- 2  
アセスメント
- 学校などその他関係機関の職員とも連携して、家庭・養育環境の状況把握に努めましよう
- 3  
対応の判断
- 子育て短期支援事業に適さない場合においても、その他の家庭支援事業等の提供も含めて必要な支援策を検討してください
- 4  
受入調整
- 受け入れ可能な実施事業者等まで送迎が必要な場合は、適切な配慮をお願いします
  - **年齢層が高いこどもの利用が想定されるため個室があるとより望ましいです**
  - **こどもからの相談を断らないことが重要です。必ず一度は話を聞き、本制度以外も含めて必要に応じた支援を紹介しましよう。また、日常的に連携を密にして、即座に対応できる体制を整えましよう**

次ページへ  
続きます

前ページからの  
続きです

5

保護者の  
同意取得

- 保護者の同意が得られない場合は、児童相談所と連携し、場合によっては、一時保護を含めた支援の検討しましょう
- 保護者の同意取得を円滑に進めるために、こども向けリーフレットを適宜活用して日頃から認知度を高め、スティグマがないことを認識してもらいましょう。また、本事業は保護者の支援にも繋がることを訴求しましょう
- 普段から子育て短期支援事業を利用している家庭であれば、事業者と保護者の関係性を構築できることが好ましいです。(例:日常的な何気ない相談や会話をする、安心してこどもを預けられる環境であることを示す)

6

支援

- こどもが出来る限り、日常生活が送れるよう、スマートフォンが使える環境の整備や、必要に応じて通学の際の送迎支援を行ってください
- 受け入れ期間が過度に長期間とならないよう、状況の把握や他の支援策の検討を行いましょう

7

終了後の  
継続的な  
支援

- 支援の終結の判断は直近の状況やこどもの意向を踏まえて行い、支援の継続が必要な際は、一時保護を含めて検討しましょう。
- 本制度の利用後も親子関係の改善を図ることが重要です。また、こどものみならず、保護者への支援が必要です。親子関係形成支援事業等を活用して、保護者にも支援を届け、家庭支援を推進しましょう

## 制度がよくわからない、必要性が分からない



**Q** 制度がよくわかりません

**A** 本リーフレットを活用しましょう

- まずは本リーフレットをご一読ください。詳細は、「子育て短期支援事業実施要綱(令和7年4月1日)」をご確認ください

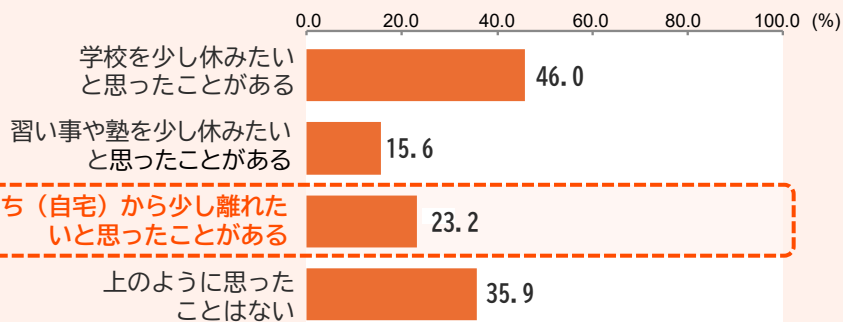


**Q** 本制度に対するニーズが無いように思います

**A** 潜在的なものも含めてニーズは存在します

- こどもから一時的に家庭から離れたいニーズは一定程度存在します。潜在的なニーズを拾えるような体制構築を図りましょう

この1年間で、あなたは次のように思ったことはありますか？（いくつでも○）



(出典)日本総合研究所「子育て短期支援事業における入所希望児童支援等の在り方についての調査研究」



**Q** こどもを受け入れる仕組みとして、一時保護があるため、本制度は不要ではないでしょうか。

**A** 一時保護以外の選択肢を用意しましょう

- 既存の一時保護のみでは、一時保護を忌避することもや一時保護の要件に満たないこどもに支援が届かない可能性があります。詳しくは本リーフレットのp.4をご覧ください



## 08

## 本制度の実施に向けたポイント②

人材が不足している、子どもたちに伝えられるか不安、連携が不十分



**Q** 実施できる事業者や人材が不足しています  
利用者が多くなりすぎると対応できません

**A** まずは始めてみましょう

- 十分な供給の確保を待っているのは手遅れになる可能性があります。里親を活用するなど、まずはスモールスタートで始めてみましょう

**A** 制度の実施と並行して人材育成を進めましょう

- 利用相談に来る子どもとの対話には、専門的なスキルが求められます。地域の保健師、心理士などとも連携し、適切な対応を実行できる人材育成を進めましょう



**Q** 子どもに正確な情報を届けられるのか不安です

**A** 子ども向けリーフレットを活用しましょう

- 子ども家庭庁が提供している「入所希望児童支援 子ども向けリーフレット」(※)を活用しましょう

※（「子育て短期支援事業における入所希望児童支援等の在り方についての調査研究」調査報告書 添付資料4、5 ご参照）



**Q** 自治体/事業者との連携が取れておらず、実施できません

**A** まずは情報共有から始めてみましょう

- いきなり高度な連携を進めることは難しいため、まずは定期的な情報交換の場を設けるなど、スモールスタートで始めましょう。定例会の設置など仕組化することで円滑に進められます



## こどもの声をどう拾えばよいか分からない



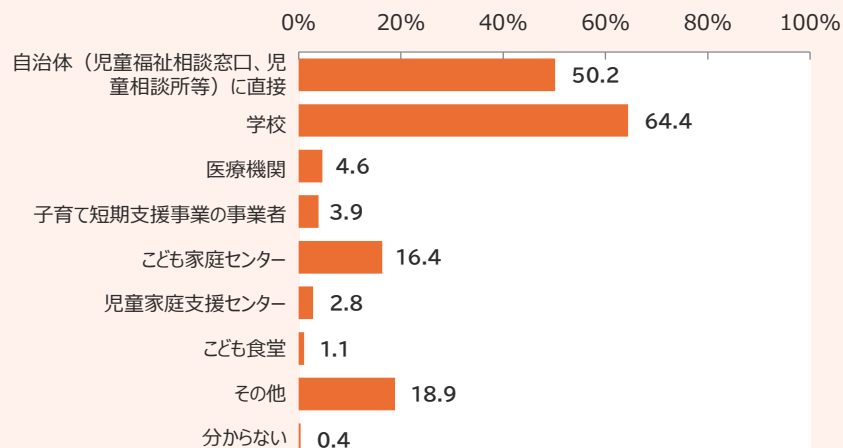
**Q** こどもの声はどう拾えばよいでしょうか

**A** 保護者との日常的な関係構築を行いましょう

- こどもからの利用相談は、自治体の他、学校やこども家庭センター、子育て短期支援事業の事業者、児童家庭支援センターなど、様々な機関で受ける可能性があります。関係者間の連携を深めることで、こどもの声を漏れなく拾うことができます。



こどもからの利用相談をどこから受けたことがあるか、お答えください。  
(いくつでも)



(出典)日本総合研究所「子育て短期支援事業における入所希望児童支援等の在り方についての調査研究」

## 対応の判断の基準が分からない



## Q 対応の判断に迷います

## A 入所希望児童支援の一例をご提示します

- 一時保護とするほど、虐待等の可能性が見られない場合
- 保護者に追い出されたなど、保護者と一定時間距離を置いて、お互いに冷静になった方が良いと思われる場合
- 本人に直接的な危害が及んでいなくても、両親が頻繁に喧嘩しており、子どもにとって一緒に暮らすことが苦しい場合
- 虐待はあるものの、一時保護までは不要な場合

※一方で、保護者との関係に全く問題は見られずかつ集団で泊まりに来るケースなど、明らかに本制度の趣旨に反する場合はこの限りではありません。



## Q 自治体の開庁時間外に事業者にご相談が来たらどう対応すればよいでしょうか

## A 緊急と判断される場合には、関係機関とも相談し受入を検討しましょう

- 原則として、自治体に対応を判断したうえで実施することとされていますが、緊急と判断される場合にはこの限りではありません。なお、急な相談で食事や職員の確保が難しい場合には、関係機関（児童相談所等）に相談しましょう



## Q 入所希望児童支援が明らかに不適切な場合はどうすればよいですか

## A 他の事業・支援※を紹介しましょう

- 丁寧に相談にのり、話を聞くことがまずは重要です
- そのうえで、本制度の対象外であることを理由に無下に対応してしまうと、子どもが大人への信頼感をなくし相談しなくなってしまうため、他支援を紹介する等、真摯に向き合い対応しましょう

※児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業など。詳しくは本リーフレットp. 2もご参照ください



## 保護者の同意取得がむずかしい



**Q** 保護者の同意の取得がむずかしいです

**A** 保護者との日常的な関係構築を行きましょう

- 保護者も不安を抱えているなか、本制度への同意を突然求められては戸惑うことが予想されます。他支援などで既につながりのある保護者とは、支援機関等を通して日常的に関係構築を行うことで、「安心感」を醸成することができます
- 一例ですが、LINE等のSNSを活用する、日常のたわいない相談や会話を行うことも有効です

**A** こども・保護者に早い段階から本制度を知ってもらいましょう

- 本制度がどのようなものか分からない状態では、保護者も余計に不安が募り、同意いただくことがより難しくなります。そのため、こどもや保護者への本制度の存在や支援内容の周知を図り、本制度への理解を深めていただくことが有効です
- 特に、本制度の主な利用者になり得る小学校高学年～高校生より前の早い段階(小学校低学年)から周知を図ることで、本制度の認知度が上がり、いざという時に利用相談や同意を得やすくなる可能性があります
- 周知の方法としては、例えば、市や各種機関の掲示板での掲載の他、入学式など保護者が集まる機会において「入所希望児童支援こども向けリーフレット(※)」を配付することも一案です

※ (「子育て短期支援事業における入所希望児童支援等の在り方についての調査研究」調査報告書 添付資料4、5 ご参照)

**A** 必ずしも書面で同意を取る必要はありません

- 同意の取得方法は、事前の書面への署名以外にも、事前は口頭確認として追って書面への署名を得る、等様々な方法があります。状況や自治体の事情に適した方法で運用してください。

